

公の施設に係る令和4年度からの指定管理者の選定に向けて

議会全員協議会
令和3年11月
企画財政部

1. 新たに指定管理者制度を導入する施設について

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU（仮称）について、令和4年4月から新たに指定管理者制度を導入。

2. 今年度末をもって指定期間が終了する施設について

現在、市民文化系施設・スポーツ施設や観光関連施設・産業系施設を中心に、13の公の施設において指定管理者制度を導入しており、このうち6施設については、今年度末で現行の指定期間が終了。

3. 令和4年度からの指定管理者の選定に向けて

新たに指定管理者制度を導入する1施設と今年度末をもって指定期間が終了する6施設について、令和4年度からの指定管理者の選定に向けた整理を行った。

(1)指定管理者選定委員会の意見を踏まえた指定管理者制度の導入、更新方針

指定管理者選定委員会（第1回を9月16日に、第2回を11月12日にそれぞれ開催）において、指定管理者制度の導入又は更新の可否、募集方法（公募/非公募）、指定期間について意見をいただき、下記のとおり取り扱うこととしたところ。

【令和4年度からの指定管理者制度の導入又は更新を決定した施設】

○上記1の新たに指定管理者制度を導入する施設

＜公募により指定管理者の候補者を選定する施設＞

⑤ 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU（仮称）【導入・3年間】

※ 新規立上げ事業であるので、市を中心に市内関係機関と共に指定管理者をサポートして、事業の土台をつくっていくため3年間とする。

○上記2の今年度末をもって指定期間が終了する施設

＜非公募により指定管理者の候補者を選定する施設＞

①～④ 実践活動施設として一括管理の4施設【更新・1年間】

（宮津運動公園、宮津市民体育館、みやづ歴史の館、宮津市中央公民館）

※ 令和3年度実施の「島崎ウォーターフロントエリアの民間資本導入による再開発のためのサウンディング調査」の状況を踏まえて、施設の管理方針含め全体の方向性（計画）を決定することとしており、その方針等に柔軟に対応する観点から1年間とする。

⑥ 宮津市林業振興センター【更新・1年間】

※ 公共施設再編方針に基づき「施設譲渡」する方向とし、譲渡に向けた調整期間を確保する観点で1年間とする。

⑦ 宮津市地域ささえあいセンター【更新・5年間】

※ 中長期的に安定したサービス提供を行う観点から5年間とする。

(2)今後の対応について

【公募・非公募による指定管理者の候補者の選定準備】

募集要項を作成し、指定管理者の候補者から事業計画・収支計画等の提出を求める。（募集期間：概ね1か月程度）

【第3回指定管理者選定委員会の開催（指定管理者の候補者の選定）】

委員会において事業計画・収支計画等の評価を行い、委員会からの意見を踏まえ、指定管理者の候補者を決定し、3月市議会に指定議案を提案。